

# 第4章

## 分野別施策の推進

- 1 女性
- 2 子ども
- 3 高齢者
- 4 障害者
- 5 同和問題（部落差別）
- 6 外国人
- 7 さまざまな人権分野
  - ・自殺者、自死遺族等
  - ・ホームレスの人
  - ・HIV感染者、ハンセン病患者等
  - ・犯罪被害者等
  - ・性的少数者
  - ・刑を終えて出所した人等
  - ・アイヌの人々
  - ・北朝鮮拉致被害者等
- 8 人権を取り巻く課題
  - ・インターネットによる人権侵害とプライバシーの保護
  - ・災害時における人権問題

## 第4章 分野別施策の推進

### 1 女 性

#### — 男女共同参画社会の実現に向けて —

##### (1) 現状と課題

女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最も重要な課題の一つです。

昭和60年に女子差別撤廃条約が批准され、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」が制定されるとともに、平成11年には「男女共同参画社会基本法」（以下「基本法」という。）が施行されました。これを受け平成12年には「男女共同参画基本計画」が策定（平成27年「第4次基本計画」策定）され、法律や制度面の整備も着実に進んできています。さらに、平成21年以降にも国際的な動きとして、日本政府に対して国連の女子差別撤廃委員会から、女子差別撤廃条約の具体的な取り組みについて勧告がなされています。

本市では、平成12年に公表した「名古屋市新世紀計画2010」の個別計画として、また、基本法に基づく市町村男女共同参画計画として、平成13年に「男女共同参画プランなごや21」を、また、その後継計画として平成28年に「名古屋市男女平等参画基本計画2020」を策定するなど、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けてさまざまな取り組みをすすめてきました。

このプランは平成14年に施行した「男女平等参画推進なごや条例」に掲げる「女性と男性の人権を尊重すること」、「企業や自治会等すべての団体の方針の立案、決定に女性と男性が平等に参画すること」をはじめとする6つの基本理念にのっとり、「男女の平等」と「男女の参画」の推進に関する施策を総合的・計画的に実施するための基本的な計画としても位置づけています。

近年の社会・経済情勢の急速な変化に伴ってさまざまな格差が広がっている中で、貧困、ひとり親、障害、同和問題（部落差別）、外国籍等、さまざまな困難を抱える人々は、それぞれの困難が性別ゆえの生きづらさと重なって、より困難な状況に置かれています。

また、依然として性差による不利益な取り扱いが、職場・地域・家庭などにおいて発生しています。

さらに、配偶者からの暴力（以下「DV」という。）（※1）やセクシュアル・ハラスメント（※2）などの人権侵害が年々増加しており、被害者の多くは女性であることから男性への意識啓発や被害者への支援が重要となっています。

このような国内外の動きをふまえ、女性も男性もお互いに人権を尊重しつつ、性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野において平等に参画できるよう、取り組みの一層の推進につとめます。

## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
男女平等参画の総合的な推進	男女が共にその個性を尊重し、能力を発揮できる社会を実現するため、男女平等参画に係る基本計画を着実に推進するとともに、幅広く市民に対して男女平等参画に関する意識改革を促します。
性別にかかる人権侵害の解消	セクシュアル・ハラスメント、配偶者や交際相手からの暴力等の予防啓発および被害者支援をすすめるとともに、性別にかかる人権侵害をなくすため、多様な生き方への理解の促進をはかるなど、人権が尊重される社会の実現に向けた働きかけをすすめます。
男女平等参画推進のための意識変革	男女平等へ向けた啓発および教育・学習を各分野において推進するとともに、固定的性別役割分担意識の解消に向けた取り組みをすすめます。
方針決定過程への女性の参画	あらゆる分野での女性の活躍を推進するため、本市の審議会や管理職への女性の登用促進、地域社会・企業・教育機関等における役員・管理職などへの登用の働きかけなど、意思決定・政策立案の場への女性の参画をすすめます。
雇用等における男女平等	雇用における男女の労働価値の公平性を確保するための取り組みのほか、女性の職業能力開発・就業支援や、男女が共に働き続けるためのワーク・ライフ・バランスをすすめます。
家庭・地域における男女の自立と平等参画	男性の家事・育児・介護等への参画促進をはかるとともに、男女が共にさまざまな地域活動に参画できるよう働きかけをすすめます。

※1 配偶者からの暴力（D V）：配偶者（男性・女性を問わない。事実婚や元配偶者、生活の本拠を共にする交際相手も含む。）からの暴力。身体的暴力だけでなく、精神的暴力、性的暴力も含まれる。

※2 セクシュアル・ハラスメント：性的いやがらせ。地位などを利用し相手の意思に反して性的に言い寄ったり、性的要求をすること、あるいはその他性的な内容を有する言語もしくは身体に対する行為。

## 2 子ども

---

### — 子どもの人権が尊重される社会の実現に向けて —

#### (1) 現状と課題

子どもは、本来、豊かな感性、柔軟で伸びやかな心、未知の世界への探究心や冒険心を持った、あらゆる可能性を秘めた存在です。また、子どもは、明日の社会を担う「宝」であり、その健やかな成長をはかるよう、社会全体で支援していくことが大切です。

子どもの人権については、平成元年に国連総会において、子どもの人権を地球的規模で守っていこうとする「子どもの権利条約」が採択されました。わが国でも平成6年に批准されています。この条約では、子どもに関するあらゆる差別の廃止、子どもの最善の利益の保護、生命・生存・発達の権利、子どもの意見表明権などの理念が掲げられ、社会に生かしていくことが求められています。

子どもの人権が尊重される社会を実現するためには、「子どもの権利条約」にあるように、子どもを単に保護・指導の対象としてのみとらえるのではなく、「権利の主体」と位置づけ、「最善の利益」を尊重する視点を持つことが大切です。

そこで、本市では、子どもにとって大切な権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまちを、市民が一体となってつくることを目的として、平成20年に「なごや子ども条例」を施行しました。

この条例は、「子どもの権利条約」を基本として、子どもの権利とその権利を保障するための市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項等を定めています。

なお、この条例では、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、子どもに関する総合的な計画を策定することとされており、平成27年3月には平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「なごや子ども・子育てわくわくプラン2015～名古屋市子どもに関する総合計画～」を策定し、現在、令和2年度以降を計画期間とする次期「子どもに関する総合計画」の策定作業を進めているところです。

その他にも、子どもの人権に関する取り組みとして、平成25年4月に、子どもの心身の健やかな成長及び発達に寄与することを目的として、子どもを虐待から守ることについての基本理念を定めた「名古屋市児童を虐待から守る条例」を施行しています。

この条例では、市、市民、保護者、関係機関等の責務を明らかにするとともに、虐待の予防、情報の共有や提供、通告に関する子どもの安全の確認や虐待を受けた児童等に対する支援などについて定めています。なお、本市では、国が定める11月に加え、条例で5月も児童虐待防止推進月間としています。

また、平成26年4月に、さまざまな悩みや心配を抱える子どもや親を総合的に支援するため、市内を11ブロックとして、常勤のスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・スクールア

ドバイザーの3職種と、非常勤のスクールパリスからなるなごや子ども応援委員会を設置しました。子どもたちと普段から関わりながら学校と共に、問題の未然防止、早期発見や個別支援を行い、子どもたちを支援する体制づくりを推進しています。

平成26年9月には、「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月施行）に基づき、「名古屋市いじめ防止基本方針」（平成29年2月改訂）を策定しました。

この基本方針は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、施策に関する基本理念や、学校における基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

令和2年1月には、名古屋市子どもの権利擁護機関を設置しました。名古屋市子どもの権利擁護機関では、子どもの権利を守る文化及び社会をつくり、子どもの最善の利益を確保するための取り組みとして、子どもの権利が広く保障されるよう働きかけを行っていきます。

子どもの人権が尊重される社会の実現のためには、まず、市民の一人ひとりが子どもの権利についての正しい理解を深め、子どもの権利を守る文化、社会をつくることが必要です。

そして、子どもの権利は広く日常の中にあるということが理解され、保障される社会をつくるための普及啓発等の取り組みをしっかりと行なうことが基本になります。また、いじめや体罰、薬物乱用、児童虐待、子どもたちに対する商業的・性的搾取などの問題に加え、インターネットの発展やスマートフォンの急速な普及により、ネット上で悪質ないじめが行われたり、有害なサイトにアクセスすることで子どもが事件に巻き込まれたりするといった問題が起きないようにすることも大切であり、そうした危険から子どもを守ることも必要とされています。

特に、増加してきているいじめや児童虐待に対しては、子どもの人権に関する重大問題としてとらえ、子どもの安全確保を最優先に、家庭や地域、学校などの関係機関が連携して早期発見・早期対応につとめるなど、子育てを社会全体で支援していくことが重要です。

## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
安心して子どもを生み育てることができる環境づくり	子育ての負担感・孤立感を軽減し、希望する誰もが安心して子どもを生み、親として成長できるよう、妊娠前から子育てにわたる切れ目のない支援や仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。 さらには、男性の仕事中心の生活スタイルと意識の変革を推進するとともに、企業などにおける仕事と子育てとの両立支援の取り組みを促進するなど、行政だけでなく地域や企業などと連携し社会全体で子育て家庭を支援する取り組みを進めます。

## 子どもが健やかに育つ環境づくり

子どもは生まれながらにして一人ひとりがかけがえのない存在であるという認識のもと、子どもの権利を保障するとともに、さまざまな悩みや不安を抱える子どもや親を総合的に支援するため、子どもの目前の進路にとどまらず将来の針路を応援し、子ども自身が自分で職業だけでなく生涯を通じたライフプランを描けるよう発達段階に応じた支援などに取り組みます。加えて、障害や発達に遅れなどのある子どもが身近な地域で発達支援を受けることができる体制を整えるなど、子どもが健やかに成長できる社会の実現に向けて取り組みます。

## 虐待やいじめの防止と子どもの権利擁護

児童相談所、社会福祉事務所、保健センター、警察をはじめとする行政機関や、医療機関、学校、保育所、幼稚園、地域などの連携強化をはかるとともに、児童虐待の発生予防から、虐待の早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・家庭復帰支援・自立支援に至るまで、切れ目のない重層的な支援体制を充実させます。また、様々な機会を通じて啓発活動を推進し、子どもを虐待から守るまちづくりを進めます。

また、「名古屋市いじめ防止基本方針」に基づき、家庭や地域、関係機関との連携の下、いじめの問題の未然防止に向けて取り組み、いじめのない子ども社会の実現を目指します。

さらには、公平・中立かつ専門的な立場から、子どもの最善の利益の確保を目的に、第三者機関としての子どもの権利擁護機関を設置するとともに、地域に根差した子どもの権利の啓発等を実施します。

## 人権教育・豊かな人間性を育む教育の推進

学校教育においての教科等指導、生徒指導、学級経営などの教育活動全体を通じて、人権尊重の精神に立った学校づくりを進めます。そして、子ども一人ひとりが自他の大切さを認め、具体的な態度や行動として表すことができるよう「人権教育の手引き（実践編）」や「学校における人権教育をすすめるために（実用編）」など教育委員会作成の指導資料を各教科や道徳、学級活動などで活用して、お互いの人権を認め合う人間性豊かな子どもの育成につとめます。

また、「子どもの権利条約」や「なごや子ども条例」の趣旨や内容の周知およびその精神を生かした人権教育などの施策の推進をはかります。



### 3 高齢者

---

#### — 高齢者が安心して暮らせる社会の実現に向けて —

##### (1) 現状と課題

現在わが国においては、急激な速度で高齢化が進行し、人口に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は世界的に見て最も高い水準に達しています。

本市では、高齢社会に向けた全庁的な取り組みを推進するため、昭和60年に「名古屋市高齢化対策長期指針～なごやかライフ80～」を策定しました。この指針は、「人間の尊厳の確保」を基本理念に、高齢社会を展望した市政運営の方向性を明らかにした初めての長期指針であり、これを受け、昭和63年に「なごやかライフ推進プラン」を策定しました。

平成7年には「高齢社会対策基本法」が制定され、すべての国民が長寿を喜びあい、高齢者が安心して暮らすことのできる社会の形成をめざすこととしました。

平成12年には介護保険制度が開始され、介護を社会全体で支えることによって家族による介護の負担を軽減するとともに、行政がサービスを決定する従来の仕組みから、介護を必要とする高齢者の希望と選択により、幅広いサービスを利用できる仕組みへと変わりました。

また、名古屋市高齢化対策長期指針をふまえ、すべての高齢者が長寿を歓びあい、いきいきとした高齢期を過ごすことができる社会の実現をめざす「名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画～はつらつ長寿プランなごや2000」を平成12年に策定しました。

この計画は、3年ごとに見直しを行うこととされ、累次の見直しを経て、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする第7期計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で人生の最後まで尊厳をもって自分らしく暮らすことができるよう、医療、介護、在宅医療・介護連携、認知症施策、介護予防、生活支援及び住まいが包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、介護基盤の整備をはじめとした高齢者の保健福祉全般の施策の充実をはかっているところです。

本市における高齢化率は平成20年には20%を超え、令和元年には25%を超えるなど、高齢化がますます進展しています。また、ひとり暮らしや認知症などで支援が必要な高齢者も年々増加しています。こうした高齢者が孤立することなく、地域社会とのつながりの中で安心して暮らせるよう、地域における相談・支援体制の整備など、的確に対応していくことが重要です。

また、要介護・要支援認定を受けず、おおむね健康で自立した日常生活を営んでいる高齢者は、約8割を占めています。高齢者が生きがいを感じながら、健康ではつらつと暮らすことができるよう、外出のきっかけづくりや仲間づくりの機会の確保などにより、高齢者の社会参加を支援するとともに、高齢者が意欲や能力に応じて、豊富な知識・経験を就業や地域活動に活かし、活躍できる環境づくりをさらに進めることが必要です。

高齢者的人権に関わる問題としては、認知症など介護を必要とする高齢者への身体的・心理的・経済的虐待といった、人間の尊厳に関わる問題が起きています。

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止

することが重要であることなどから、平成18年4月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行されました。

この法律は、高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護および適切な養護者に対する支援を行うため、国、地方公共団体、国民、高齢者の福祉に関する団体および従事者等の責務について定めています。

また、認知症などにより判断能力が十分でない人の権利を守り、生活や財産を法律的に支援する制度である成年後見制度の利用促進のため、平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行されました。

多年にわたって社会の進展に寄与してきた高齢者が、人として尊ばれ、社会の一員として生涯にわたって健やかで生きがいを持って人生を送ることができるよう、その主体的な生き方が十分尊重されることが重要です。

## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
健やかでいきいきとした生活の実現	就業、文化活動、地域活動、ボランティア活動などを通じて、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう、社会参加の機会の充実をはかるとともに、高齢者が活躍できる環境づくりを進めます。
地域で安心して暮らすための支援体制の充実	医療や介護、予防、生活支援、住まいなどのサービスの充実につとめ、ひとり暮らし高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援します。また、高齢者に対する虐待の相談に対応するとともに、虐待の防止に向けた啓発をすすめます。認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人を地域で支える仕組みづくり、権利擁護支援、家族支援の充実など、認知症施策を総合的に推進します。
自立して生活するには不安がある方への支援	身近な地域できめ細かい介護サービスを受けられるよう、地域密着型サービスや、訪問介護、通所介護などの在宅サービスの充実に向けた支援と、サービス内容の周知をはかります。また、在宅での生活が難しい高齢者が安心して生活できるよう、特別養護老人ホームなどの施設・居住系サービスの整備も進めます。介護事業所の指導や介護事業者・利用者それぞれの評価などを通じて、介護サービスの質の確保及び向上をはかります。
安心して暮らすことができる生活の場の確保	住宅のバリアフリー化や施設・居住系の介護サービスの提供などを通じて高齢者の生活に配慮された住宅・施設の整備や情報提供につとめます。

## 4 障害者

### — 障害のある人もない人も共に生きる社会の実現に向けて —

#### (1) 現状と課題

平成 18 年、国連総会において、障害者の権利及び尊厳を保護し促進することなどを目的とする「障害者の権利に関する条約（以下、「障害者権利条約」という。）」が採択されました。

我が国では、平成 19 年にこの条約に署名し、以降、平成 23 年に「障害者基本法」の改正、平成 24 年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」、平成 25 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」の施行、さらに同年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定など法整備を進め、平成 26 年 1 月に「障害者権利条約」を批准するに至りました。

障害者基本法の改正においては、同条約で盛り込まれた障害と社会的障壁によって日常生活や社会生活に制限を受ける人を障害者とする社会モデルの考え方や、合理的配慮の概念が規定されました。

本市においては、平成 31 年に「障害者基本法」に基づく「名古屋市障害者基本計画（第 4 次）」を策定し、目標とする地域社会を「障害のある人もない人もお互いに人格と個性を尊重し合いながら共に生きる地域社会」と掲げ、障害の有無によらず相互に尊重し合い共生する、インクルーシブな社会の実現を目指しています。

さらには、平成 31 年 4 月に「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例」を施行し、障害の有無にかかわらず、誰もが人格と個性を尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に向け取り組みを進めています。

このほか、平成 30 年には、「障害者総合支援法」に基づき、障害者等の自己決定と自己選択の尊重などの基本理念のもと、障害福祉サービスの種類ごとに必要な見込み量やその確保方策などを定める「第 5 期名古屋市障害福祉計画・第 1 期名古屋市障害児福祉計画」を策定し、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続への支援、就労支援等の課題に対応したサービスの提供や障害児の健やかな育成のための発達支援などに取り組んでいます。

一方で、障害者に対する医療、介護に関する技術および制度等に進歩がある中、医療も含めた専門性の高い支援を必要とする重症心身障害児者の数が増加しています。また、障害特性から専門性の高い支援を必要とする強度行動障害者への支援が進められていますが、事業所などの現場においては、いまだ支援の方法などに課題を有しています。

さらに、就労を希望する障害者が増加してきている一方で、愛知県における民間企業の障害者雇用率が法定雇用率を下回るなど、現実の雇用や就業状況は大変厳しいものとなっています。

このような状況の中、障害者による自己決定、自己選択を尊重し、障害者が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加を進めるため、必要なサービスや社会資源の充実、福祉基盤の整備など、総合的・体系的な施策を推進していくことが重要です。

## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
地域における自立した生活の支援	<p>「名古屋市障害のある人もない人も共に生きるために障害者差別解消推進条例」に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供などについて、市民・事業者への啓発を進めるなど障害者差別の解消を推進するとともに、障害者の権利擁護や意思疎通支援の充実につとめます。</p> <p>また、必要な障害福祉サービスなどを適切に利用できるよう相談支援体制の充実をはかるとともに、地域での生活を支える居住の場や日中活動の場の確保、在宅での介護や外出時の支援をはじめとしたサービスの充実をはかるなど、障害者が地域で安心して暮らすための支援体制を整えます。</p>
重度障害児者への支援	在宅の重度障害児者が引き続き地域で生活できるよう、生活介護など日中活動の場の拡充などをはかります。また、医療的ケアなどを要する重症心身障害児者や強度行動障害者への生活支援として、本人や介護者、受け入れを行う事業所などへの支援の充実をはかります。
障害者の就労の促進	一般企業などへの障害者の就労を促進するため、職場開拓など一般企業へのはたらきかけを通し、就職や職場定着などの支援を進めるほか、障害者雇用促進企業の増加につとめます。また、工賃などの向上をはかるため、障害者就労施設等の製品の利用を促進します。さらには、企業及び障害者就労施設等に対する支援を専門的に行う窓口を設置・運営し、一般就労及び福祉的就労の両面から支援を行います。
障害者の学習機会および特別支援教育の充実	子ども一人ひとりのニーズに応える指導を提供できる学習機会として、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の整備に努めます。障害のない子どもと障害のある子どもとの交流及び共同学習を進めるなど、インクルーシブ教育システム※の構築を推進します。

※ インクルーシブ教育システム (inclusive education system)：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者とない者がともに学ぶ仕組み。

## 5 同和問題（部落差別）

### － 同和問題（部落差別）の早期解決に向けて －

#### （1）現状と課題

同和問題（部落差別）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題です。具体的には、同和地区や被差別部落と呼ばれる地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に、日常生活や社会活動においていわれなき差別や不利益を受け、人間としての尊厳がおびやかされてきました。

国においては、昭和 40 年に同和対策の基礎となる同和対策審議会の答申が出され、同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であると位置づけられました。

国や地方公共団体においては、同和問題解決の緊急性、重大性に鑑み、特別対策として、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の充実および基本的人権の擁護などを内容とする総合対策を実施し、較差の是正や問題解消に向けての取り組みが進められてきました。

本市においても、昭和 50 年に「名古屋市同和対策事業の基本方針と基本計画」を策定して、同和対策事業を市政の重要な柱として位置づけ、昭和 51 年には同和教育を推進するための「名古屋市同和教育基本方針」を策定するなど、総合的・計画的に課題解決とそのための事業を実施してきました。

こうした取り組みにより、物的な基盤整備は、急速に進展し、実態的な差別解消に向けて、大きな成果と実績を挙げることができました。また、平成 14 年には、それまでの同和対策に関する方針・計画を引き継ぎ、本市の総合計画を人権の視点から補完する「なごや人権施策推進プラン」を策定し、同和問題（部落差別）の解決に向けた取り組みを推進しています。

しかしながら、本市が定期的に実施している「同和問題についての市民意識調査」の結果からは、依然として結婚や就職などの場面において課題があることが明らかになっています。また、不動産取引に係る土地調査における差別事象や戸籍や住民票の不正取得による人権侵害のほか、近年の情報化の進展に伴って、インターネット上では、その匿名性を利用して、部落差別を助長する書き込みや同和地区、被差別部落とされる地名・所在地等の情報が掲載されるなど新たな問題も生じてきています。

このように、今も部落差別が存在し、また情報化の進展に伴い部落差別の状況が変化していることから、国においては、平成 28 年 12 月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、部落差別のない社会の実現に向けて、部落差別の解消に関する「基本理念」、「国及び地方公共団体の責務」などを定め、地方公共団体においても、部落差別の解消のための「教育及び啓発」、「相談体制の充実」などに努めることとされています。

同和問題（部落差別）の解決のためには、市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通じて、正しい理解と認識を深めることが重要です。引き続き、啓発、教育、相談体制の充実等に取り組むほか、関係行政機関、団体、企業等と連携した取り組みなど、部落差別のない社会の実現に向けて、総合的な視点に立った施策を推進していく必要があります。

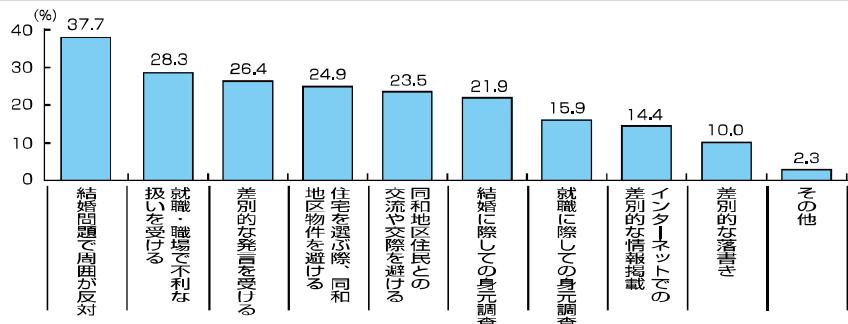
## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
啓発の推進	市民一人ひとりがさまざまな場や機会を通して、同和問題（部落差別）についての正しい理解と認識を深めることができるよう啓発を積極的かつ効果的に実施します。 また、企業・団体等が行う啓発や研修等の支援を行います。
教育の充実	同和問題（部落差別）の解決に向けて、学校教育および社会教育の場において、人権尊重の教育を一層すすめ、人権意識の高揚をはかります。
相談体制の充実	同和問題（部落差別）に関する相談については、人権施策推進室、人権啓発センター、文化センター等の相談窓口において的確に対応します。
文化センターの運営	人権啓発、福祉の向上、地域交流の拠点として、人権相談はじめ健康、育児、仕事、法律など生活上の各種相談事業や人権啓発事業、地域交流・福祉事業等を地域の実情に応じて実施します。
部落差別のない地域づくり	部落差別のない、地域交流が盛んな地域づくりを進めます。 市営住宅については高齢者や障害者はじめ全ての方にとって住みやすいものとなるよう環境整備を進めます。
えせ同和行為の排除	同和問題（部落差別）に対する誤った認識を悪用し、同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな要因となっているえせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携して取り組みます。

### ”同和問題に関して現在起きていると思う人権問題“

平成 27 年度に本市が実施した「同和問題についての市民意識調査」において、同和問題に関して、現在どのような人権問題が起きていると思うかをたずねたところ、「結婚問題で周囲が反対すること」と答えた方の割合が 37.7% で最も高く、次いで「就職・職場で不利な扱いを受けること」が 28.3% となっている。また、平成 27 年度の調査で新たに設けた項目「住宅を選ぶ際に、同和地区や同和地区を含む小学校区にある物件を避けること」は 24.9% であった。

問 あなたは同和問題に関して、現在どのような人権問題が起きていると思いますか（複数回答可）。



同和問題に関して、“現在起きていると思う人権問題”として回答された割合が高かったのは

「結婚問題で周囲が反対」で **37.7%**、「就職・職場での不利な扱い」で **28.3%** でした。

## 6 外国人

### — 多文化共生都市の実現に向けて —

#### (1) 現状と課題

わが国における平成 30 年末現在の外国人人口は約 273 万人で、平成 13 年末の約 178 万人から大幅に増加しています。

人、物、情報、資本の国際的な交流が活発化する中、外国人と交流する機会が増えるとともに、日本で定住する外国人や、日本国籍を持つ外国にルーツを有する人も近年増加しており、わが国においては、言語、宗教、習慣などの違いによる生活上の困難や情報不足による行政サービスの享受の困難、医療や教育などの社会システム上の課題が発生しています。また、地域社会における外国人住民と日本人住民との理解不足から生じる居住における差別の問題や外国人労働者への差別意識から生じる雇用の問題、さらには、在日韓国・朝鮮人に対する無理解や差別、外国にルーツを有する子どもたちのアイデンティティの問題などもあります。

平成 24 年 7 月の住民基本台帳法の改正施行により、外国人市民も日本人市民と同じ住民基本台帳に登録されるようになりました。出入国管理及び難民認定法の改正法が平成 31 年 4 月に施行され、新たな在留資格「特定技能」が設けられるなど、今後わが国で暮らす外国人はさらに増加しその国籍も多様化することが見込まれています。こうした状況を踏まえ、国籍を問わず誰にとっても暮らしやすい多文化共生の地域づくりを一層推し進める必要性が増しています。

本市においては、昭和 62 年に、生活、文化、経済など各方面にわたる国際化施策の円滑な推進をはかるため、庁内連絡調整会議「名古屋市国際化推進会議」を発足させ、全庁的な国際化施策の協議・調整・情報収集などをすすめています。

また、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共にしあわせに生きていくことができる多文化共生社会の実現をめざして、平成 24 年に「名古屋市多文化共生推進プラン」を、平成 29 年には「第 2 次名古屋市多文化共生推進プラン」を策定し、同プランに示した施策方針を具体的な施策に反映し、各施策の進行管理および評価を行って、多文化共生の着実な推進をはかっています。

近年、本邦外出身者やその子孫を地域社会から排除するような差別的言動（いわゆるヘイトスピーチ）が問題となっており、平成 28 年 6 月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。この法律では、ヘイトスピーチは許されないことを宣言するとともに、教育・啓発活動を通じて、ヘイトスピーチ解消に向けた取り組みを推進することとしています。外国人等に対する差別や偏見をなくし人権尊重についての理解を深めるためには、学校教育や社会教育などの場において人権教育を進めるとともに、多文化共生の意識醸成を図る市民への啓発活動を進めることが重要です。

市内の外国人人口は、平成14年の「なごや人権施策推進プラン」策定時には約5万1千人（平成13年末時点）でしたが、平成30年12月末現在では、約8万3千人となり、この期間で約3万2千人増加しました。

国籍別では、平成13年末に約5割を占めていた韓国又は朝鮮の人々にかわって中国の人々が最も多くを占めることとなり、ベトナムやネパールの人々も大幅に増加しています。また、さまざまな国籍の人々の増加に伴い、日本語を日常的に話すことの少ない人々が増加しており、小中学校の就学年齢にあたるこれら外国籍の子どもたちも増加しています。こうした外国人児童・生徒に対する、日本語教育・相談の充実や円滑な就学の促進など教育保障の充実をはかっていくことも重要となってきています。

国際都市として、世界に開かれたまちづくりをすすめ、多文化共生社会の実現をはかるためには、NPOやボランティアなどとのパートナーシップにより、日本人も外国人も必要な情報やサービスを受けることができ、安心して暮らせるまちづくりをすすめるとともに、外国人市民を地域の一員として受け入れることのできる社会を形成していくことが重要です。

## (2) 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
生活基盤づくり	日本語の理解力や文化の違いなどにより生活に支障をきたしている外国人市民が、豊かな生活を送ることができるよう、生活基盤を整える取り組みを行います。
誰もが参画する地域づくり	外国人市民が地域の一員としてさまざまな活動に主体的に参加し、日本人市民とともに活躍できるよう、地域への参画を促進します。
多様性を活かす社会づくり	すべての市民が、互いの基本的人権と文化的差異を認め合い、多文化共生への理解を深めるとともに、多様性を活かした社会づくりを進めます。
ヘイトスピーチの解消に向けた取り組み	本邦外出身者やその子孫に対する不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向けた教育・啓発活動に取り組むとともに、現状把握を継続的に行い、関係機関と連携しながら発生の抑止に努めます。

## 7 さまざまな人権分野

### － あらゆる差別や偏見の解消に向けて －

#### (1) 自殺者・自死遺族等

##### ア 現状と課題

全国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以降、年間 3 万人を超える状態が続いていましたが、平成 22 年以降は 9 年連続で減少しています。本市においても平成 10 年以降、年間 400 人を超える水準で推移していましたが、平成 27 年以降は 300 人台に減少しています。しかしながら、減少傾向にはあるものの、依然として深刻な状況は続いており、大きな社会問題となっています。

こうした中、平成 28 年に誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、「自殺対策基本法」が改正され、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきことが基本理念に明記され、すべての都道府県や市町村において自殺対策についての計画を定めることとされました。また、平成 29 年には、法改正や自殺の実態を踏まえ、自殺総合対策大綱の見直しも行われました。

本市においても、平成 19 年に自殺対策の総合的かつ円滑な推進を目的とする「名古屋市自殺対策推進本部」を設置するとともに、関係機関や民間団体等との協議を行う「名古屋市自殺対策連絡協議会」を設置して施策の推進につとめてきました。

また、平成 30 年には、本市の自殺対策総合計画となる「いのちの支援なごやプラン」を策定し、全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、自分らしく、生きがいを持って暮らすことができる社会の実現を目指し、取り組みを進めています。

自殺はうつ病などの精神疾患と関係が深いとされており、うつ病などの精神疾患は誰でもかかる可能性があるため、こころの健康づくりが重要な課題となっています。また、自殺者数の減少に向け、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発、相談窓口の周知を図るとともに、周りの人気に気になる症状がある場合等に、適切な医療や相談窓口につなぎ、見守る人材の育成を推進する必要があります。さらに、遺族等に及ぼす深刻な心理的影響が緩和されるよう支援を充実するなど、自殺対策を総合的に進めていくことが重要です。

##### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
こころの健康づくりと自殺対策の推進	精神疾患は適切な治療により症状の安定や消失、回復が可能であるという認識を広め、こころの健康づくりを促進します。また、自殺や精神疾患に関する正しい知識の普及啓発などをはかる「自殺の予防」、自殺のサインを見逃さず未然に防ぐ「自殺の防止」及び「自死遺族に対する支援」の 3 つの視点に立って、「いのちの支援なごやプラン」に基づく自殺対策を推進します。

## (2) ホームレスの人

### ア 現状と課題

近年、非正規雇用労働者等不安定就労者の増加など、就労において厳しい状況が顕在化しており、生活に困窮する人が増え、道路や公園などで現に野宿生活を送っていたり、ネットカフェなどの終夜営業店舗や知人宅を転々としてホームレスとなることを余儀なくされるおそれがあるなど、仕事と住居を失い生活困窮に陥るリスクの高まりが大きな社会問題になってきています。

平成 28 年に国が実施したホームレス生活実態調査によれば、ホームレスの人たちは、健康を害していたり、日々の生活に困窮したりしているほか、平成 24 年に実施した前回調査に比べて、通行人や近隣住民からの被害を訴える回答については減少したものの、依然として一定数が認められます。また、高齢化した状態のまま推移しているほか、自立意欲がやや低下しているなど、ホームレスから自立への困難性が増しています。

本市では、従来から生活保護制度のほかに、年末年始援護、緊急宿泊援護といった市独自の援護施策を実施してきましたが、この問題には、住宅、就労、福祉、医療などさまざまな解決すべき課題があることから、平成 13 年に「ホームレス援護施策推進本部」を設置して取り組みをすすめました。

平成 16 年には、「名古屋市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、「就労による自立」と「福祉等による援護」を目標に、自立支援事業や生活保護制度の運用を通じ、ホームレスの人たちの自立と生活の安定をはかるための支援を行ってきました。また、平成 21 年の「第 2 期実施計画」、平成 26 年度の「第 3 期実施計画」を経て、令和元年度からの「第 4 期実施計画」下で、引き続きホームレスの人たちの自立支援等に着実に取り組むとともに、生活困窮者自立支援制度における関係施策との連携やホームレスの状況の変化にあわせた対応を進めています。

ホームレスの人の自立支援は、ホームレスの人自身が地域社会の一員として社会生活が送れるよう支援することが基本であり、関係機関や市民活動と連携し、ホームレスの人に対する偏見や差別意識を解消するため市民の人権意識を高めるとともに、住宅、就労、福祉、医療などの面で総合的な取り組みを引き続きすすめていくことが重要です。

### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
ホームレスの自立支援	就労し自立したいと考えているホームレスや、住まいを失った失業者、ホームレスになることを余儀なくされるおそれがある方が生活を再建できるよう、宿所及び食事の提供、生活相談や健康相談、職業相談などの支援を進めるとともに、生活困窮者自立支援制度などの関係施策の周知に努めます。

### (3) H.I.V感染者・ハンセン病患者等

#### ア 現状と課題

H.I.V感染者やエイズ患者に対しては、正しい知識や理解の不足から、これまで多くの偏見や差別意識を生み、医療現場における診療拒否、就職拒否や解雇、入居拒否など社会生活のさまざまな場面で人権問題が起きています。

ハンセン病については、平成8年に「らい予防法」が廃止され、それまでの強制隔離政策が終結しました。しかしながら、療養所入所者の多くは、これまでの長期にわたる隔離などにより家族や親族、地域社会との関係を絶たれ、高齢により療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあります。

平成11年に施行された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」では、国および地方公共団体が講ずる施策は「感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されることを基本理念とする」としています。

また、平成21年には、ハンセン病患者であった方などに対する差別や偏見の解消をさらに推しすすめるため、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行されました。

感染症に対する正しい理解を促進し、H.I.V感染者やエイズ患者、ハンセン病患者や家族等が、病気による偏見や差別を受けることがない社会づくりが重要です。

#### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
感染症に関する正しい知識の普及と理解の促進	H.I.V感染者等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるための啓発を実施するとともに、感染症の発生予防のための情報提供や医療相談体制を充実させていきます。 また、ハンセン病に対する誤解や偏見、差別をなくし、正しい知識の普及のための人権教育・啓発活動や支援体制を充実します。

## (4) 犯罪被害者等

### ア 現状と課題

犯罪被害者及びその家族または遺族（犯罪被害者等）は、犯罪等による直接的な被害のほか、二次的被害である医療費や失職・転職等による経済的な損失、捜査や裁判の過程等による精神的な苦痛、事件のショック等による心身の不調、一部のマスメディアによる取材や報道等によるプライバシーの侵害等に苦しめられることが少なくありません。

犯罪被害者等の権利利益の保護をはかるために、平成17年に「犯罪被害者等基本法」が施行されるなど、関係法の整備や司法手続きにおける改善がはかられており、本市においても法律の趣旨に基づき、平成30年4月に「名古屋市犯罪被害者等支援条例」を施行し、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした支援を行っています。

犯罪被害者等に対する支援は、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて行う必要があるとともに、犯罪被害者等が置かれている状況に対する理解を促進するなど、二次的被害の防止に最大限の配慮をしていくことが重要です。

### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
犯罪被害者等への支援	犯罪被害者等基本法と名古屋市犯罪被害者等支援条例に基づき、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、総合支援窓口の設置、経済的・精神的支援、広報啓発・人材育成を柱とした、犯罪被害者等に対する支援を行います。

## (5) 性的少数者（※1）

### ア 現状と課題

さまざまな性のあり方の中で少数の立場となる性的少数者の中には、自らの性自認や性的指向に対する偏見や差別、社会生活上の制約など様々な問題に苦しみ、社会の中で生きづらさを感じている人々がいます。

生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない性同一性障害（※2）を有する人々については、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合において、戸籍上の性別記載の変更が認められるようになりましたが、からだの性とこころの性との食い違いに悩みながら、周囲の心ない好奇の目にさらされるなど、苦しんでいる人々もいます。

また、世界保健機関（WHO）では、平成4年に「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」との見解を示していますが、社会の中には異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」という意識が根強く、同性愛、両性愛等は偏見や差別の対象とされることがあります。

性的少数者の方々は、周囲の理解不足に基づく差別や偏見を恐れて周囲に相談することができないケースも多いため、性自認や性的指向などに対する市民の理解を深めていくとともに、悩みを抱えた性的少数者の相談体制を整え、具体的なニーズを把握しながら、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めることも大切です。

### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
性的少数者に対する理解の促進や相談等の支援	講演会や研修会などを通じて、性の多様性に関する市民の理解を促進するとともに、性的少数者に関する悩みや困りごとにに対する相談や性自認及び性的指向に関して悩みや不安を抱える児童生徒への適切な配慮を実施するなど、性的少数者の方々の生きづらさの解消に努めます。

（※1）性的少数者：代表的な性的少数者の頭文字をとって組み合わせたLGBTという言葉が用いられることが多いですが、その他様々なセクシュアリティの人々が存在すると言われています。

L：レズビアン（女性同性愛者） G：ゲイ（男性同性愛者） B：バイセクシュアル（両性愛者） T：トランスジェンダー（心の性と身体の性の不一致）

（※2）性同一性障害：最近では世界保健機関（WHO）が性同一性障害を「障害」の分類から除外しており、性別違和や性別不合などの表現が用いられるようになっています。

## (6) その他

### ア 現状と課題

#### ◆ 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等の犯罪や非行をした人とその家族に対しては、依然として人々の意識の中に根強い偏見や差別があり、就職に際しての差別や住居の確保の問題など、社会復帰をめざす上で厳しい状況があります。

平成 28 年には「犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することなどを基本理念とする「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

刑を終えて出所した人等の犯罪や非行をした人に対する偏見や差別を解消し、こうした人たちが、地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の強い更生意欲とあわせて、家族はもとより、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

#### ◆ アイヌの人々

アイヌの人々に対する理解不足から、就職や結婚などにおける偏見や差別が依然として存在しています。

平成 9 年には、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現などを目的とした「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、平成 20 年には衆参両議院の本会議において「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。

平成 31 年には、北海道の先住民族であるアイヌの人々が、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図ることなどを目的とした「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が施行されました。

全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、アイヌの人々に対する理解と認識を深めていくことが大切です。

#### ◆ 北朝鮮拉致被害者等

朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）当局は、平成 14 年の日朝首脳会談において拉致を認め、同年、5 人の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者については、いまだ解決に至っていません。

平成 18 年には、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、国や地方公共団体の責務として拉致問題等に関する啓発に努めることとなり、また、12 月 10 日から 16 日までが「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定められました。

拉致問題は、我が国の喫緊の国民的問題であり、これをはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされる中、この問題についての関心と認識を深めていくことが大切です。

## イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
さまざまな人権課題に対する理解の促進	地域・学校などにおける人権教育、人権啓発等のさまざまな機会を捉えては、これらの人権課題に対する市民の理解と認識の促進を図ります。

## 8 人権を取り巻く課題

### — 社会情勢の変化に対応して —

#### (1) インターネットによる人権侵害とプライバシーの保護

##### ア 現状と課題

インターネットでは、発信者が匿名で容易に情報発信できることから、電子掲示板やウェブサイトへのひぼう中傷や差別を助長する表現、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示などの人権侵害が問題となっています。

平成 14 年に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」により、被害者はプロバイダ等に対して、人権侵害情報の発信者情報の開示を請求したり、人権侵害情報の削除を依頼したりすることができるようになりました。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、高度情報化社会に対応した人権への理解を深めることが重要です。

また、プライバシーの問題については、情報化社会の進展にともない、本人の意思とは無関係に個人情報が大量に収集・蓄積・利用され、流出するという状況があります。また、戸籍や住民票の不正取得による人権侵害も起きています。

こうした状況を受けて、平成 15 年に「個人情報の保護に関する法律」が施行され、これに伴い本市では平成 8 年に施行した「名古屋市個人情報保護条例」を平成 17 年に全部改正したほか、平成 16 年に「名古屋市情報あんしん条例」を施行して個人情報の保護につとめています。

個人情報はプライバシーそのものであり、漏えい等は人権侵害に直接かかわります。一人ひとりが個人情報の重要性を認識し、個人のプライバシーについての認識を深めることが大切です。

##### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
インターネットの適正な利用と プライバシーの保護	インターネットによるひぼう中傷や差別を助長する表現などに 関し、国や愛知県などの関係機関との連携・協力により解決に向 けて取り組むとともに、プライバシーの保護やインターネットの 適正な利用に向けた教育・啓発を実施します。

## (2) 災害時における人権問題

### ア 現状と課題

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、それに起因する原子力発電所の事故と併せて、大変多くの犠牲者と被災者がいました。長期化する避難所生活の中では、プライバシーが守られないことのほかに、高齢者、障害者、乳幼児、外国人や女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権問題が顕在化しました。また、被災者に対する風評による差別や偏見、いじめなどの人権侵害も発生しました。

災害発生時においては、適切な避難行動を促すための情報伝達が重要であるとともに、要配慮者への支援や、人権に配慮した避難所運営など、災害時に顕在化しやすい人権問題への対応が必要となっています。

### イ 施策の基本的方向

主な施策	基本的方向
地域防災力の向上	「地区防災カルテ」を活用した話し合いにおいて、地域における防災活動を検討し、推進するとともに、自主防災組織ごとの防災活動を支援し、町内会や自治会単位での活動を活性化することで、要配慮者を含む地域住民の安否確認や避難誘導などを推進してまいります。
避難対策・避難生活支援の推進	高齢者、障害者、乳幼児、外国人や女性など多様な避難者に応じた適切な避難行動を促すための情報伝達手段の充実をはかるとともに、避難先の指定避難所においても、男女平等参画の視点を取り入れ、多様な避難者への思いやりを持ち、プライバシーなどの人権にも配慮した避難所運営の支援に取り組みます。